

江府町告示第75号

令和5年11月28日

江府町長 白石 祐治

第8回江府町議会11月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和5年11月28日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
  2. 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  3. 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）
- 

○開会日に応招した議員

加藤 周二

芦立 喜男

森田 哲也

川端 登志一

阿部 朝親

三輪 英男

長岡 邦一

川端 雄勇

三好 晋也

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

第8回江府町議会11月臨時会会議録（第1日）

令和5年11月28日（火曜日）

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第119号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第120号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第121号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

---

欠席議員（なし）

---

欠員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 松井英樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 白石祐治      副町長 ..... 八幡徳弘  
教育長 ..... 富田敦司      総務課長 ..... 生田志保

住民生活課長 ..... 松 原 順 二      産業建設課長 ..... 末 次 義 晃  
教育課長 ..... 谷 田 孝 之      会計管理者 ..... 藤 原 靖

---

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和5年第8回江府町議会1月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、加藤周二議員、2番、芦立喜男議員の両名を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第119号 から 日程第4 議案第120号

○議長（三好 晋也君） 日程第3、議案第119号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第4、議案第120号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいまご上程いただきました議案について説明いたします。

まず、議案第119号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和5年8月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町職員の給与に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第120号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和5年8月の人事院勧告に基づき江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。議案第119号、120号の2議案につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、お聴き取りの上ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします。議案第119号、第120号についてご説明を申し上げます。議案綴りをご覧くださいと思います。まず、議案第119号、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、本年8月に行われました人事院勧告に基づきまして、国家公務員の改正給与法が成立したことに伴いまして、職員の月例級を定める行政職給料表及び医療職給料表を改定し、期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05か月引き上げるものでございます。この支給月数の改定については2段階で行うこととしております。次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を挙げております。まず、第1条で令和5年4月1日に遡ります適用事項を掲げております。職員の給与に関する条例第3条ですが、行政職職員並びに医療職職員の給料表を定めた条文でございます。改正前の行政職給料表を最後のほうになります、別添1、それから改正後の同じく行政職給料表を別添2、同様に改正前の医療職給料表を別添3、改正後の医療職給料表を別添4といたしまして、条文の最後に掲載しておりますのでご覧ください。まず、今回の給与改定につきましては、月例級については平均0.96%の引き上げということになっておりますが、昨年に引き続き、初任給及び若年層、つまり若い世代に重点を置いた給与改定になっております。1ページ目に戻っていただきまして、医療職に適用する初任給調整手当第8条の2第1項それから第1号及び第2号それぞれ下線部分を改正いたします。次に、期末手当第19条第2項、一般職の規定では、右側改正前100分の120を、左側改正後をご覧くださいまして、6月に支給する場合

においては、これを追加し100分の120、12月に支給する場合には100分の125というふうに改定します。また、次のページにあります第3項です、定年前再任用短時間勤務職員の規定におきましては、改正前100分の67.5とありますものを、改正後6月に支給する場合にはを追加しまして100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70というふうにそれぞれ引き上げを行います。次に、第20条、勤勉手当です。第2項第1号一般職の規定では右側改正前100分の100とありますものを、改正後6月に支給する場合にはを入れまして100分の100、それから12月に支給する場合には100分の105、こちらに改正いたします。次に、第3号、定年前再任用短時間勤務職員の規定では、右側改正前100分の47.5を左側改正後6月に支給する場合にはを追加いたしまして100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額ということで、それぞれ引き上げを行います。以上が第1条といたしまして、令和5年4月1日から適用するものでございます。続きまして、二つ目の段階といたしまして、令和6年4月1日から適用となります、第2条の改正です。第19条、期末手当の改定について第2項第3項改正前下線部、こちらを改正後の100分の122.5、100分の68.75にそれぞれ改定いたします。同様に第20条、勤勉手当の改定について改正前下線部を左側、改正後100分の102.5、それから100分の48.5にそれぞれ改定いたします。第1条におきまして、一旦12月期の分のみを引き上げたものを6月と12月に均等に割り戻すというものでございます。附則において、施行期日を規定しております。先程来、申し上げておりますように、第1条について令和5年4月1日、第2条について令和6年4月1日から施行いたすというものでございます。給料表が続きます。

次に、議案第120号をご覧いただきたいと思っております。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。地方自治法の改正に伴う総務省からの通知によりまして、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルというものが改正をされました。会計年度任用職員について適切に勤勉手当を支給すべきことが通知をされております。また月例級について適用している行政職給料表に人事院勧告に伴う改正がございましたので、以上のことからこの度の改正を行うものでございます。まず、第1条です。フルタイム会計年度任用職員の期末手当第13条ですが、こちらはフルタイム会計年度任用職員の期末手当、支給要件を定めるものですけれども、在職期間6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について、職員の給与に関する条例を準用するということを規定いたします。パートタイム会計年度任用職員の期末手当第23条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用していたものですけれども、フ

ルタイム会計年度任用職員に職員給与条例を準用するため、第13条、先程の改正と同様、給与条例にならうこととするものでございます。別表第1ですが、先程の職員給与条例と同様に改正前後の給料表について別添1、別添2としてそれぞれ条文の最後に添付をしております。次に、第2条でございます。会計年度任用職員の給与を定めた第2条にフルタイム、パートタイムそれぞれ勤勉手当を追加いたします。第13条の2でフルタイムの勤勉手当の支給対象、支給率について職員給与条例を準用することを規定いたします。また、第23条の2第1項で同様にパートタイム職員に係ります支給対象、基準となります給料額について、また、第2項では、その支給率について職員給与条例を準用することを規定しております。附則におきまして、施行期日を規定しております。第1条について、職員と同様令和5年4月1日、第2条について令和6年4月1日から施行いたすものでございます。議案第119号、120号の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第119号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第119号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第120号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第120号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第5 議案第121号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第121号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第121号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）でございます。本案は、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3,986万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,875万9,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させていただきますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします、議案第121号についてご説明申し上げます。議案書をご覧になっていただきたいと思っております。歳入歳出それぞれ3,986万7,000円を追加いたします一般会計補正予算でございます。先程、ご承認いただきました人事院勧告による職員給与一部改正条例等に伴います人件費の計上をお願いするものでございます。一般職、会計年度任用職員これらに係ります給与費について各項ごとに歳出補正額のみ申し上げたいと思っております。2ページをご覧いただきまして、説明させていただきます。歳出です、議会費54万5,000円。項の5です、総務費、総務管理費1,239万7,000円、同じく徴税費108万8,000円、同じく戸籍住民基本台帳費76万5,000円でございます。続きまして、民生費です。社会福祉費108万5,000円、児童福祉費726万9,000円、生活保護費61万2,000円。続いて、衛生費、保健衛生費263万3,000円。次に、農林水産業費、農業費です。389万2,000円、そして、林業費22万7,000円。土木費、道路橋梁費87万円。最後に教育費です。教育総務費160万円、義務教育学校費138万9,000円、社会教育費476万9,000円、保健体育費72万6,000円でございます。議案第121号の説明は以上です。3ページ以降に事項別明細書を付けておりますので、ご確認いただきましてご承認賜り

ますようによろしくお願ひいたします。

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第121号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第121号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

————— • —————

○議長（三好 晋也君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本臨時会は、これをもち閉会といたします。ご苦労様でした。

午前10時17分閉会

—————